

## (2) 給付の必要性・必要量の判断①－優先度の判断の必要性

- 現行の認可保育所の利用方式においては、市町村が、給付の必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を上回る場合には対象者間の優先度を決定している。
- 母子家庭・父子家庭や虐待ケース等に対するサービス保障の必要性にかんがみ、こうした対象者間の優先度の判断の要素及びそれを担保する仕組みは、どのような利用方式を採った場合でも必要ではないか。

## (2) 給付の必要性・必要量の判断②－ニーズの潜在化

- 現行の認可保育所の利用方式は、給付の必要性・必要量の判断(「保育に欠ける」旨の判断)を受入保育所の決定と一体的に実施。
  - ・ 利用者にとって手続きがワンストップで済む利点
  - ・ 需要が供給を上回り受入保育所が決定されない場合、別途、給付対象である旨の認定はなされないため、待機に至る以前に諦めてしまうケースがある等、需要を潜在化させやすい側面。

### ※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例

- ・ サービス提供事業者の決定(利用者と事業者との契約)とは別に、給付の必要性・必要量の判断(認定)が独立して行われ、それに基づき受給権が発生。
  - サービス提供基盤の整備責任も明確

### (3) サービス選択・利用方法(契約関係)①ー基準による質の確保

○ 現行の認可保育所の利用方式では、一定基準を満たした事業者(認可保育所)の中からサービスを選択するため、質の確保がなされやすいが、認可保育所以外も含めた保育サービス全体の質の向上の観点が必ずしも十分でない側面がある。

※ なお、他の社会保障制度においても、事業者の指定制度により、基準をかけることにより質を確保。

※ 市中の提供者から自由に選択する仕組み(例えば費用の一定額を利用券等により保障)を採った場合、多様なサービスの中から幅広く選択が可能である一方、子どもにとって必要なサービスの質の保障が困難となるのではないか。

### (3) サービス選択・利用方法(契約関係)②ー保障の必要性の高いケースへの対応

○ 現行の認可保育所の利用方式では、市町村に保育の実施義務が課せられており、母子家庭・父子家庭や虐待ケース等、保障の必要性の高い対象者について、利用を確保しやすい。

○ どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、事業者による選別が起こらない仕組みが必要。【再掲】

※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務(正当な理由なく提供を拒んではならない)が課せられている。